

特定健診・ (関市国民健康保険)

6月から

生活機能評価・

後期高齢者健診 が始まります

(ぎふ・すこやか健診)

照会先

特定健康診査
国保年金課 ☎ 23-6716

生活機能評価
高齢福祉課 ☎ 23-7730

後期高齢者健康診査
高齢福祉課 ☎ 23-8127

法改正による新しい健診が6月から始まります。それぞれの健診に該当する方へ次のように健診受診券を送付します。受診券がお手元に届いたら、市内の指定医療機関で有効期限内に受診してください。(指定医療機関は受診券裏面に記載してあります。)

いずれの健診も生活習慣病の予防、介護状態になることを予防することを目的に行います。1年に1回は受けるようにしましょう。(被用者保険などの方の特定健診は、各医療保険者にお問い合わせください。)



● 関市特定健康診査受診券・生活機能評価受診券・後期高齢者健診受診券の発行について

誕生月	受診券発行月	健診実施月
4月・5月・6月・7月	6月	6～8月
8月・9月・10月・11月	9月	9～11月
12月・1月・2月・3月	12月	12～2月

※ただし、今年度満65歳になる方・満75歳になる方についてはそれぞれ誕生月後に発行いたします。

● 受診券の種類と対象になる方

関市特定健康診査受診券 (白色)	40～64歳の国保加入者の方 および65～74歳の国保加入者で要介護認定を受けている方
関市特定健康診査受診券・ 関市生活機能評価受診券 (白色)	65～74歳の国保加入者の方
関市生活機能評価受診券 (わかくさ色)	満65歳になった方と国保以外の65～74歳の方 および満75歳になった方
関市後期高齢者健康診査受診券 (オレンジ色)	後期高齢者医療制度加入者の方で要介護認定を受けている方 (満75歳になった方は後期高齢者健康診査受診券が届きます)
関市後期高齢者健康診査受診券・ 生活機能評価受診券 (オレンジ色)	後期高齢者医療制度加入者の方

※生活機能評価受診券は、要介護認定を受けている方には発行できません。